

=用語解説=

〈あ行〉

【アウトリーチ】

必要としている人に必要なサービスを届けること。特に社会福祉の分野では、必要な助けが届いていない人に対し、行政や支援機関が訪問支援などでアプローチを行なうプロセスのことです。

【イクボス】

職場で共に働く部下・スタッフのワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の両立）を考え、その人のキャリアと人生を応援しながら、組織の業績も結果を出しつつ、自らも仕事と私生活を楽しむことができる上司（経営者・管理職）のことで、男性管理職に限らず女性管理職も「イクボス」です。

【SNS】

「Social Networking Service」の略でインターネット上で交流できる仕組みです。XやFacebook、Instagramなど、使う人の用途によってさまざまな種類がありますが、他の人と繋がり、情報を共有できることが共通した特徴です。

〈か行〉

【学校人権・同和教育推進委員会】

各小中学校の人権・同和教育推進委員及び校長会代表、教頭会代表、教職員代表、教育委員会代表によって構成し、人権・同和教育推進上の諸問題について正面からしっかりと受け止め、向き合い、各校の取組について報告し合いながら名張市全体が高まるよう取り組んでいます。

【子ども食堂】

無料または低価格で子どもたちに食事を提供するコミュニティの場です。生活に困窮している家庭の子どもだけに食事を提供するのではなく、どんな子どもでも参加できる、ユニバーサルな取組です。実際には、子どもやその保護者だけでなく、地域の高齢者なども参加して一緒に食事をしていることもあります。「誰かと一緒に食事ができる」「無料または安価で食事ができる」「地域の人とのつながりができる」といったメリットがあります。

【差別事象対応マニュアル】

部落差別をはじめとした差別事象の発生に際して、どのように対応するかを名張市差別撤廃審議会の意見等をいただき、「差別事象対応マニュアル」に取りまとめています。具体的には、「差別事象（差別発言・差別行為）対応手順」「差別落書き等対応手順」「被差別部落に関する問合せ対応手順」について取りまとめたものです。

【小児救急医療センター】

子どもの医療の充実を図るため、2014（平成26）年1月20日から、名張市立病院に「小児救急医療センター」を開設し、24時間365日の小児二次救急医療を行っています。受入対象は重症患者で、けが及び交通事故などの外科系疾患は除きます。

〈さ行〉

サプライチェーン

原材料の調達から生産、加工、流通、そして販売により消費者に提供されるまでの一連の流れを指すものであり、この一連のつながりを鎖（チェーン）に見立てた言葉です。

ジェンダー・ギャップ指数

世界経済フォーラムが毎年発表する報告書「グローバル・ジェンダー・ギャップ・レポート」に基づいて算出される指数のことです。146の国と地域を対象に性別による格差を「経済」「教育」「健康」「政治」の4分野、14項目から測定しており、各国の男女平等に関する状況を数値化しています。0から1までのスコアであらわされ、0が完全なジェンダー不平等、1が完全なジェンダー平等の状態を示しています。数値が1に近いほど性別間における格差が小さいことを意味しています。

自立支援型福祉社会

バリアフリー法にて定める高齢者、障害者などが社会的責任において、地域の中で主体的に自己実現していくことを支援する社会のことを言います。

人権尊重都市宣言

あらゆる差別を撤廃し、すべての人々の人権が保障される明るく住みよい地域社会を実現するため、1991（平成3）年3月27日名張市議会において議決されました。

人権デュー・ディリジェンス

企業が事業活動を行うなかで、人権侵害リスクの有無を調査・特定し、予防や低減の策を講じ、結果を検証し公表するまでの一連の流れを指します。現状日本では、人権デュー・ディリジェンスの実施は企業に義務付けられていません。

性的指向・性自認

性的指向・性自認は、マイノリティーだけの問題ではありません。「性的指向」は、好きになる性が異性なのか、同性なのか、または、両方の性なのか、好きになる人がいないのか、「性自認」は、自分の性別をどう思っているかであり、すべての人が当事者となる問題です。性的指向、Sexual Orientation性自認、Gender Identityの頭文字をとって「SOGI」とも言います。全ての人の性のあり方を、人権として考える際に使われる言葉です。

成年後見制度

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者などのなかで、判断能力が十分でない人々が、社会生活においてさまざまな契約や、遺産分割などの法律行為を行う際に、「成年後見人」がその人々の契約などを行い、自己決定の支援を行う制度です。

＜た行＞

地域づくり組織

おおむね小学校区を単位とする市内 15 の地域で、住民の合意により設立されたまちづくりのための組織で、地域の特色、課題を踏まえた「地域ビジョン」を策定し、住民主体のまちづくり活動を活発に行っています。

「名張市地域づくり組織条例」には地域づくり組織の主な活動内容として、①自主防犯・防災に関する事項、②人権尊重及び健康、福祉の増進に関する事項、③環境問題全般に関する事項、④高齢者の生きがいづくりに関する事項、⑤子どもの健全育成に関する事項、⑥地域文化の継承及び創出に関する事項、⑦コミュニティビジネス等地域経営に関する事項、⑧地域課題の解決、地域振興及び住民交流に関する事項、⑨その他、あげられています。

地域福祉教育総合支援システム

少子高齢化や核家族化が進み、生活課題が複雑化する中、認知症、障害、難病、貧困、いじめ、不登校など複合的な問題を抱える対象者に対応するため、2016（平成 28）年 11 月に立ち上げました。地域包括支援センターに配置した包括的相談員（エリアディレクター）が、ワンストップ窓口としてあらゆる相談に応じ、各地域の「まちの保健室」との連携の下、課題ごと行政と地域、関係機関のネットワークで構成するエリア会議を開催し、問題解決に向けて包括的な支援を行うシステムです。

中学校区別人権教育推進協議会

各中学校区の校長、人権・同和教育推進委員、PTA 代表、地域代表、教育委員会代表等で構成しています。中学校区での課題を明確にし、人権の授業参観や人権課題についての研修会などを実施し、共通理解を図っています。

同和地区

我が国では 1965（昭和 40）年 8 月の「同和対策審議会答申」を受け、同和問題の解決に向けて 1969（昭和 44）年 7 月「同和対策事業特別措置法」を制定施行後、2002（平成 14）年 3 月に「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」が失効するまでの 33 年間、各種の特別措置法に基づき同和地区の生活環境改善や同和教育・人権啓発などの取組を積極的に進めてきました。その際、取組を進める対象地域として、法に基づき一定の地域が指定されており、この計画の中で「同和地区」という用語を使う場合、この法律によって指定されていた対象地域のこと指します。

＜な行＞

名張市共生地域デザイン会議

名張市・伊賀市に居住の障害者（児）に対して、福祉・医療・教育・就労等の関係機関が集まり、各種サービスを総合的に調整し、推進することを目的に設置された自立支援協議会の名称です。

名張市市民情報交流センター

協働によるまちづくりの推進と、人権尊重意識の高揚住民福祉の向上を図るため、2009（平成 21）年度開設。「名張市市民活動支援センター」、「名張市男女共同参画センター」、「名張市人権センター」「名

「張市多文化共生センター」の4つのセンター機能を併せ持った市民活動の拠点施設として、市民が気軽に立ち寄り情報を交換し合い、お互いに交流する場を提供しています。

名張市障害者施策推進協議会

障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちづくりの実現に向けて、総合的かつ効果的に障害者に関する施策を推進するとともに、障害に基づく差別を解消するための取組を推進するため、障害者基本法第36条第4項の規定に基づき、2016（平成28）年4月1日設置されました。

名張市人権センター

本市の人権施策のパートナーとして、2004（平成16）年5月に設立した民間組織です。市の人権のまちづくりに関する事業を受託し、人権教育・人権啓発、人材育成など各種事業に取り組んでいます。

名張市における部落差別をはじめあらゆる差別の撤廃に関する条例

世界人権宣言を基本理念として、部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくし、人権意識の高揚を図り、差別をしない差別を許さない世論の形成や人権尊重の社会的環境の醸成に努めるため 1995（平成7）6月30日施行されました。

名張版ネウボラ

産前産後の支援を強化し、安心して出産・子育てができる環境を整備するため、フィンランドの子育て支援制度「ネウボラ」を参考に、妊娠・出産・育児に関する切れ目のない相談・支援の場、また、その仕組みを「名張版ネウボラ」として構築しています。

名張市「ヒューマンライツ」

名張市内の中学校生徒が出会い、自らの体験や考えを発表することで、部落差別をはじめとするあらゆる差別に立ち向かう実践力を持つこと。また、反差別の立場に立って行動・発言できるリーダーを育てるとともに、差別をなくす生徒の輪を広げることを目的として集っています。

日常生活自立支援事業

社会福祉協議会が、認知症や知的障害、精神障害などのために日常生活に不安のある方を対象に実施しているもので、具体的には、福祉サービス利用の支援や、日常的な金銭管理サービス、年金証書や預金通帳といった大切な書類や印鑑などの預かりサービスを行っています。

認知症サポーター

認知症について正しい知識と理解を持って、地域で認知症の人やその家族をできる範囲で温かく見守り支援する応援者です。認知症サポーターになるためには、指定の「認知症サポーター養成講座」の受講が必要です（無料）。各地域ではまちの保健室により養成講座が開催されています。

妊婦応援都市宣言

全ての市民が自らの命とともに妊産婦や未来の子どもを大切にする風土をつくるため 2017（平成29）

年12月1日名張市議会において議決されました。

＜は行＞

ぱりっ子まるまるセンター

2024（令和6）年4月から、妊産婦や乳幼児の保護者の相談に対応する「子育て世代包括支援センター」（母子保健機能）と、様々な心配ごとを抱えたこどもやその家庭の相談に対応する「子ども家庭総合支援拠点」（児童福祉機能）を一体とした「ぱりっ子まるまるセンター（こども家庭センター）」を、市役所1階に設置しました

ビジネスと人権に関する指導原則

2011（平成23）年に国連人権理事会において全会一致で支持された、ビジネスと人権に関する国際的な規範で、ビジネスと人権を「人権を保護する国家の義務」「人権を尊重する企業の責任」「救済へのアクセス」の3つの柱から構成されています。

部落問題を考える小学生のつどい

同じ中学校区または複数の中学校区の小学6年生が出会い、自己の意見を積極的に発表し交流することで、部落問題をはじめとするあらゆる差別に立ち向かう実践力をつけること。また、反差別の立場に立って行動・発言できるリーダーを育てるとともに、卒業後も差別をなくそうと行動するなかまの輪を広げることを目的として集っています。

ヘイトスピーチ

「ヘイト」は「嫌悪、憎悪」を意味します。明確な定義は固まっていませんが、主に人種や国籍、宗教、性別、性的指向、思想、障害、外見、職業、社会的身分など自ら能動的に変えることが不可能であったり、困難であったりする特質を理由として、特定の個人や集団をおとしめ、暴力や差別をあおるような言動とされます。この「スピーチ」にはデモ行進やビラの配布、国旗の焼き捨てなどの非言語表現も含まれるとされます。

「ヘイトスピーチ解消推進法」では、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」として、「専ら本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であって適法に居住するもの（以下この条において「本邦外出身者」という）に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮蔑するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動をいう」と定義しています。

放課後児童クラブ

仕事などで、昼間、保護者が自宅にいない小学生の健全育成を図ることを目的に開設され、運営は各校区の地域の方々の理解と協力によって組織された運営委員会が行っています。資格を有する「放課後児童支援員」が配置され、放課後の児童の健康面、精神面に配慮しつつ、適切な遊びや活動を提供し、自主性、社会性、創造性が育まれるよう、のびのびと安心できる環境の中で児童を見守っています。

包括的反差別法制定のための実践ガイド

平等と無差別に対する権利についての国際的な法基準に沿った包括的反差別法を策定するための、権威あるガイダンスを提供することを目的に、2022（令和4）年、策定されました。このガイドは、これらの国際基準の発展、解釈、履行を詳細に検討した上で、国内法が国際法に沿つたものになるよう、その法律の中に組み込まれなければならない、鍵となる原則を定めています。

ポジティブ・アクション

固定的な男女の役割分担意識や過去の経緯から、「営業職に女性はほとんどいない」「課長以上の管理職は男性が大半を占めている」などの差が男女の労働者間に生じているような場合、こうした差を解消しようと、個々の企業が行う自主的かつ積極的な取組のことです。

本人通知制度

個人情報が記載された戸籍謄本や住民票の写しなどを第三者に交付した場合、第三者への交付の事実をお知らせするものです。事前登録した方に通知する「事前登録型」と、住民登録や本籍のある方を対象に通知する「登録不要型」があります。

くま行>

マイクロアグレッション

相手を差別したり、傷つけたりする意図はないのに、相手の心にちょっとした影をおとすような言動や行動をしてしまうことを言い、「微細な攻撃」とも訳されます。意図しない、無自覚とは言うものの、その背景には人種や文化背景、性別、障害、価値観など、自分と異なる人に対する無意識の偏見や無理解、差別心が含まれています。

まちの保健室

子どもから高齢者の保健福祉に関する地域の身近な相談窓口として、市内 15 か所（各地域の市民センター）に開設しています。保健・福祉の専門職が常駐しており、健康のことや日常の困りごとなどの相談、介護予防、健康教室の実施など、福祉の増進、健康づくりを支援しています。住みなれた地域で、安心して暮らし続けられるよう健やかなまちづくりのお手伝いをしています。

松浦武四郎

1818（文化 15）年、現在の松阪市出身。1845（弘化 2）年から 1858（安政 5）年まで 6 回にわたって蝦夷地を踏査（後半の 3 回は幕府のお雇い役人として）し、初の詳細な蝦夷地誌である『蝦夷日誌』155 卷を著して幕府に呈上しました。日誌の中では、苛酷な扱いをされているアイヌ民族について「明日のご開拓より今日のアイヌの命を」と切々と訴えましたが、安政大獄の期に当たり取り上げられませんでした。1869（明治 2）年 8 月開拓判官（局長級）に任命され、北海道（当初は「北加伊道」）の名付け親としても知られます。1870（明治 3）年 3 月、維新政府によるアイヌ解放が果たされないことに失望し判官を辞任しました。それまでの功績により、従五位の位を贈られましたが、それも返上しました。1888（明治 21）年没。

<や行>

やさしい日本語

日本に住む外国人に情報を伝えたいときに、多言語で翻訳・通訳するほかに、難しい言葉を言い換えるなど、相手に配慮したわかりやすい日本語のことです。日本語の持つ美しさや豊かさを軽視するものではなく、外国人、高齢者や障害のある人など、多くの人に日本語を使ってわかりやすく伝えようとするものです。

要保護児童対策及びDV対策地域協議会

要保護児童の早期発見及び適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を行うとともに、DV被害者への適切な支援を図るため、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第25条の2第1項の規定に基づき設置。市、国、県、医療、保健福祉、教育など関係各機関で構成され、情報の交換、共有を行いながら適切な支援を進めます。

<わ行>

ワーク・ライフ・バランス

働く一人一人が、やりがいや充実感を感じながら、仕事上の責任を果たすとともに、「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養や地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとって、両方を充実させる働き方・生き方のことです。